

予算常任委員会

平成20年12月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

伴 吉晴

中川 議長

○浦野 圭司

嶋田 善行

宮崎 和彦

木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長

教 育 長

総 務 課 長

税 務 課 長

福 祉 課 長

都市建設部長

都市整備課長

上水道課長

会計管理者

小城 利重

栗本 裕美

佐藤 滋生

山崎 善之

西川 肇

清水 建也

藤川 岳志

佃田 真規

浦口 隆

副 町 長

総 務 部 長

企画財政課長

住民生活部長

国保医療課長

建設課長

上下水道部長

教委総務課長

芳村 是

池田 善紀

面卷 昭男

西本 喜一

植村 俊彦

加藤 保幸

谷口 裕司

野崎 一也

3. 会議の書記

議会事務局長

藤原 伸宏

同 係 長

峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、 伴委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、宮崎委員、伴委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、1. 付託議案についてであります。

（1）議案第53号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、議案第53号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政
課長

前回の委員会におきまして、今回の補正内容につきましては、一定のご説明をさせていただきましたが、本日、補正予算書を提出させていただいておりますので、再度、補正予算書に従いまして、簡単にご

説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。まず、歳入のほうからご説明をさせていただきます。

第1款町税、第1項町民税では、世界的な金融危機による経済状況の悪化により、各法人の業績が悪化することが見込まれるため、第2目法人税で、1,000万円の減額補正をお願いするものであります。また、第4項たばこ税では、10月末の実績を見るなかで、第1目たばこ税で、3,500万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第4款配当割交付金、第1項配当割交付金では、世界的な金融危機による株価等の暴落により大きく減収するとの見込みから、第1目配当割交付金で、1,500万円の減額補正をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第7款ゴルフ場利用税交付金、第1項ゴルフ場利用税交付金では、現在の経済情勢から利用者が減少する傾向にあるとの見込みから、第1目ゴルフ場利用税交付金で、300万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第9款地方特例交付金、第3項地方税等減収補てん臨時交付金では、地方税等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日以後に公布されたことにより生じた減収分を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金が創設されました。これによりまして、第1目地方税等減収補てん臨時交付金の第1節自動車取得税減収補てん臨時交付金で107万6千円、第2節地方道路譲与税減収補てん臨時交付金で29万5千円、あわせまして137万1千円の追加補正をお願いするものでございます。

11ページにお移りいただけますでしょうか。第10款地方交付税、第1項地方交付税では、地方税等減収補てん臨時交付金の創設により、普通交付税の再算定が行われましたことから、第1目地方交付税で、388万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目民生費国庫負担金で、児童手当の交付見込みを見る中で、第2節被用者児童

手当負担金 8 3 万 7 千円の増額補正、第 3 節児童手当特例給付負担金 3 5 万円の減額補正、第 4 節非被用者児童手当負担金 7 万円の減額補正、そして、障害者自立支援法に基づく介護給付費等が当初見込みを上回ることから、第 5 節障害福祉費負担金 6 2 4 万 9 千円の増額補正、あわせまして 6 6 6 万 6 千円の増額補正をお願いするものであります。

1 2 ページをお開きいただけますでしょうか。第 2 項国庫補助金では、第 4 目教育費国庫補助金で、私立幼稚園就園奨励事業において、認定を行った結果、当初見込を超える認定状況となりましたことから、幼稚園就園奨励費補助金 4 7 万 8 千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第 5 目総務費国庫補助金では、今年 8 月 2 9 日決定の「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、国において地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金が創設されました。これによりまして、地域活性化・緊急安心実現総合対策に要する交付金が交付されることから、その交付予定額 5 1 4 万 7 千円の追加補正をお願いするものでございます。なお、本交付金につきましては、9 月町議会定例会で予算補正をお願いいたしました「小・中学校の耐震診断調査」、そして当初予算で計上させていただいております「防災情報メール導入事業」の財源として活用してまいりたいと考えております。

次に、第 1 5 款県支出金、第 1 目県負担金では、第 1 目民生費県負担金で、民生費国庫負担金で申し上げました理由により、第 3 節被用者児童手当負担金 5 0 万 1 千円の増額補正、第 4 節非被用者児童手当負担金 7 万円の減額補正、そして、第 5 節障害福祉費負担金 3 1 2 万 4 千円の増額補正、あわせまして 3 5 5 万 5 千円の増額補正をお願いするものであります。

1 3 ページにお移りいただけますでしょうか。第 2 項県補助金、第 1 目民生費県補助金では、乳幼児の医療費助成が当初見込みを上回ることから、乳幼児医療費補助金 2 7 6 万 6 千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第 1 7 款寄附金、第 1 項寄附金では、第 2 節福祉費寄附金で 3 名の方からご寄附がありましたことから、4 万円の増額補正、第 3

節教育費寄附金では、4名の方からのご寄附4万2千円と、11月2日から3日にかけて開催した史跡藤ノ木古墳の特別公開時の募金11万6千円、あわせまして15万8千円の増額補正をお願いするものがあります。

以上が、歳入に関わります予算補正の内容となっております。

続きまして、歳出予算補正のご説明を申し上げます。

まず、職員にかかる人件費の補正関係につきましては、本年4月に実施いたしました人事異動等に伴う精算を行うための人件費補正を、それぞれの費目において計上させていただいております。人件費にかかる補正所要額は、全体で4,452万2千円の減額となっております。また、原油高騰による影響につきましては、最近では落ち着きを取り戻しつつあるものの、重油の消費量の多い、役場庁舎、老人憩の家、公民館において燃料費の不足が生じるため、やむを得ず増額補正をお願いしているところでございます。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、15ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、職員の育児休業等にかかる臨時職員の雇用が当初見込みを上回る等から、この費目のうち、第3節職員手当等の臨時職員通勤手当で14万1千円の減額補正、第4節共済費の社会保険料等で11万7千円の増額補正、第7節賃金の臨時職員賃金で349万8千円の増額補正をお願いするものであります。また、第5目財産管理費の第11節需用費では、原油高騰に伴い役場庁舎の燃料費に不足が生じることから、燃料費22万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

19ページをお開きいただけますでしょうか。第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費のうち、第25節積立金で、歳入のところで申し上げました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立てを希望されました3万円の増額補正、第28節繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費及び出産育児一時金の予算補正に

に伴い、国保職員給与費等繰出金 7 6 9 万 1 千円、国保出産育児一時金繰出金の 3 5 0 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第 4 目老人憩の家運営費の第 1 1 節需用費では、原油の高騰により燃料費に不足が生じますことから、燃料費 5 0 万 8 千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第 5 目医療対策費の第 2 0 節扶助費では、歳入のところで申し上げましたとおり、乳幼児の医療費助成が当初見込みを上回ることから、乳幼児医療費助成金 5 9 1 万 7 千円の増額補正をお願いするものであります。

2 0 ページをお開きいただけますでしょうか。第 1 0 目障害福祉費の第 2 0 節扶助費では、歳入のところで申し上げましたとおり、障害者自立支援法に基づく介護給付等の給付費が当初の見込みを上回ることから、扶助費の障害者介護給付・訓練等給付費 1, 2 4 9 万 9 千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第 1 2 目介護保険事業繰出費の第 2 8 節繰出金では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、職員給与費繰出金 2 6 0 万 1 千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費では、歳入のところで申し上げました福祉費寄附金のうち、1 万円につきましては、児童福祉の充実を希望されましたことから、財源振替をお願いするものでございます。

2 1 ページにお移りいただけますでしょうか。第 2 目児童手当費の第 2 0 節扶助費では、児童手当の交付見込みを見る中で、1 2 8 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第 3 目保育園費では、職員の産休代替等に係る臨時保育士の雇用が当初見込みを上回ることから、この費目のうち、第 3 節職員手当等の臨時職員通勤手当で 4 万円の増額補正、2 2 ページにお移りいただきまして、第 7 節賃金の臨時保育士賃金で 3 3 4 万 9 千円の増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、2 8 ページをお開きいただけますでしょうか。第 7 款土木費、第 4 項都市計画費では、第 2 目公共下水道費の第 2 8 節繰出金で、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、

公共下水道管理費繰出金 7 5 0 万 8 千円、下水道公債費繰出金 2 0 6 万 2 千円の減額補正をお願いするものであります。

2 9 ページにお移りいただけますでしょうか。第 8 款消防費、第 1 項消防費では、第 3 目消防施設費の第 1 9 節負担金補助及び交付金で、当初見込を上回るご要望がありましたことから、消防施設整備事業等補助金 3 5 万 8 千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第 5 目災害対策費では、歳入のところで申し上げましたとおり、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を「防災情報メール導入事業」の財源として活用することから、1 6 万 7 千円の財源振替をお願いするものであります。

3 0 ページをお開きいただけますでしょうか。第 9 款教育費、第 1 項教育総務費では、第 3 目私立学校振興費の第 1 9 節負担金補助及び交付金で、歳入のところで申し上げましたとおり、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込みを上回りましたことから、私立幼稚園就園奨励費補助金 1 4 3 万 3 千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第 2 項小学校費、第 1 目学校管理費では、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を「小学校の耐震診断調査」の財源として活用することから、2 2 5 万円の財源振替をお願いするものであります。

3 1 ページにお移りいただきまして、第 3 項中学校費、第 1 目学校管理費におきましても、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を「中学校の耐震診断調査」の財源として活用することから、2 7 3 万円の財源振替をお願いするものであります。

3 2 ページをお開きいただけますでしょうか。第 4 項幼稚園費では、第 1 目幼稚園費の第 7 節賃金で、用務員の退職に伴いまして、臨時職員を配置しましたことから、5 8 万 5 千円の追加補正をお願いするものであります。

3 3 ページにお移りいただけますでしょうか。第 5 項社会教育費では、第 2 目公民館費の第 1 1 節需用費で、原油の高騰により燃料費に不足が生じますことから、燃料費 1 0 1 万 3 千円の増額補正をお願い

するものであります。次に、第4目文化財保存費の第25節積立金では、歳入のところで申し上げました教育費寄附金を寄附者のご意向のとおり、「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」へ積立てさせていただくことから、15万8千円の増額補正をお願いするものであります。

35ページをお開きいただけますでしょうか。最後に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正に要する財源2,430万9千円を充当させていただく補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻り願いたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上、簡単ではございますが、議案第53号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。浦野委員。

浦野委員 2ページですね、たばこ税の歳入の3,500万円減の件なんですけれど。タスポによって仕入れ事業所が、斑鳩町外に税金が落ちるということで、このようになったということなんですけれども、これ、予算組み立てるときにおよその想像もついたと思うんですけれども、その際のちょっと甘い見通しがあつたんじゃないかなと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

税務課長 委員おっしゃるとおり、確かに、当初導入が見込まれておったんですが、若干見込みが甘かったと認識いたしております。

浦野委員 予算編成の際には、やっぱり厳しい目で、例えば私は町税においても1,000万という減なんです、これも想像できたんじゃないかなと思いますので。予算編成の際には、もっと厳しい目でやっていただきたいと思います。以上です。

町 長 山崎課長申しましたけれども、そういうタスポができたから、たばこが減るとかそういう問題、現実になって今初めてわかりますけれども。ただそれ以上に私は、セブンイレブンとかあいうとこでたばこを売られる。そういうところへ行かれる。そういうものを斑鳩の方が購入される、斑鳩の方が仕入れされませんから、恐らく生駒ですのか、どこでされるのか、そういう拠点がありますから。そういうところにも影響があったと思うわけです。今までの通常から考えたら、斑鳩町のたばこを購入されてる方がやはりできるだけ斑鳩で買っていたきたいと。以前にも斑鳩町の方が安堵で購入されるということもございましたからね。そういうことについても、たばこ組合さんにもお願いし、そういう努力をしてまいったわけですが、やっぱり一つの経過というのはあると思います。よもやこの関係等については、油でも、もうこのままでいったら200円は恐らく、ガソリンはいくけれども、いうことはもう挨拶でも申し上げとったんです。現状を考えますと、今油が115円という、こういうことは想像できない、あるいはまた、8月以降、サブプライムローンあるいはリーマンブラザースの関係等によってですね、これだけ大きな変動だってまだ斑鳩町においては当初の予算のなかで、まだ1,000万ぐらいの、こういう関係は、恐らく大阪市とかあるいはもう奈良市あたりはかなりの減額をされてるんじゃないか。やっぱりそりゃできるだけ当初の見積もりは厳しくしますが、やっぱりこんだけの変化というのはだれも想像、わずか3ヶ月の関係ですから、こういう想像はできなかった。以前も委員さんのなかでこの油の関係については、補正を組まないといけないんじゃないかというご心配をいただいて、できるだけガソリンにつ

いては、夏の場合は自転車等で儉約をしようということで、補正は組まないということも申し上げたわけですがけれども。だからこれは一つの変化、わずか3ヶ月の間の変化というのはかなり、私は当初これ今年はまだ12月で1,000万の減額しますけれども、恐らく来年度はもっと厳しいのではないかと、そういう来年度へ向けての本当に審議、もうそういう予算の関係等については、厳しい予算を、その入をみていかなかったら、大変ではないかなと思っています。

委員長 木田委員。

木田委員 その同じページなんですけども、4の配当割交付金ということなんですけれども、これも1,500万の減額なんですけども。来年から株の電子化ということでね、奈良県においてはですね、たんすの中に眠っておる株券いうんか、全国一というような報道なされておりますねけれどね。これを電子化しなければ、紙くずと同じようになるというふうな報道もされてますねけども、その実態というんですか、それはもう町としては、そういうことを啓蒙するとかいうことでなしに、もう個人の持っておられる方に任せっきりでええのかなあと、やっぱりそういう電子化についてもですね、もうはっきりと、まあテレビとかでも報道されてますねけども、なかなかそれに、たんす預金なんかもしておられる現状から見てもなかなかそれをいついっかまでに電子化しなければ無効になるというようなことがわかっておられない方もいてはと思いますけれども、それについて、町としてはですね、もうこれでいいのかなと、まだこれ恐らくもっと少なくなっていくのではないかなと思いますけれど、それについてどういうふうにご考えておられますか。

総務部長 今申されてましたように、来年からすべて電子化なって、今あるいわゆるペーパーで持っておられる分については、無効ということになってまいります。そうしたことで、国やまた証券会社におきまし

ても相当PRやっておられます。各5大紙においても。数回にわたってPRされておりました。そうした中で町のほうでは、町の広報等でそれを広報するという事はないですけども、やはり住民の方々がそれを読んでいただいて、自分の例えばお嫁入りしたときに親からもろた分とかを確認されると思いますんで。町独自でPRするという事は考えておらないです。

木田委員 ということはね、これ以上減るということは考えておられないと理解してよろしいのかな。

総務部長 この配当割交付金につきましては、今現にある配当につきましてやっておられます。ほんで例えば会社でたんす預金の配当ございましたら渡す相手がございせんので、渡す相手が。それはもう会社としてプールされるわけですから、今現にそれについての税金控除というのは、配当割は、現に町、今、各国とか県は入ってきておりません。ただ、配当割交付金が減るというのは、やはり景気が悪なって、各会社の個人に対する配当金が50円配当が30円になったとか、やったときに減ってきますけども。今こういう、町長申し上げましたように経済状況ですんで、必ず来年は、配当割は減ってまいります。各会社配当は出せませんからね。社員まで首切っておられる状況ですんで。そういう状況で配当割は変わってくると考えております。

木田委員 ということは、減るというふうに理解してよろしいのか。

総務部長 はい。

委員長 他にございせんか。 伴委員。

伴委員 30ページの私立学校の振興費言いますか、この143万3千円、これ予定より何名多かってこういうような形になったわけですか。

教委総務課長 予算当初見込みでございますけれど、当初見込では１６０人を見込んでおりまして、最終認定した人数によりまして１７３人ということで、１３人の増ということでございます。

委員長 よろしいですか。伴委員。

伴委員 この私立の幼稚園の問題、町立の幼稚園の問題、これ非常にこの私立幼稚園に対する補助金というのは一つ見直す時期というのが、考えていただく時期というのが来てるんじゃないかと、私自身は思っておりますが、そのあたりはどのようなものでしょうか。

教委総務課長 今ご質問の見直しの件でございますけれども、これにつきましては、本町におきましても、平成２０年度、今年度でございますけれども、公立幼稚園の保育料等値上げし、また公立保育園の保護者負担が大きくなってきている状況もございます。そういった形でさらに所得階層によりまして、公立幼稚園の保護者負担額が私立幼稚園の保護者負担額を上回っているという階層がございます。そうしたなかで、幼稚園の就園奨励費の補助単価につきましては、平成１９年度と、前年度と同額で据え置きを基本といたしまして、さらに町立幼稚園の保護者負担額を基準に私立幼稚園奨励費の補助単価を見直してきておるという状況でございますので、そういった形で見直しもしてきているという状況でございます。

伴委員 父兄の方では、所得の少ない方では私立の幼稚園行ったほうが安いけるんやと、というような話しも聞くような格好でして。そのあたり非常に今後研究していただきたいなという要望でしときます。

委員長 すいません。ちょっと委員のほうは要望ということでおっしゃったんですけれど、実態として、私立幼稚園に行ったほうが安くなるとい

うのはあるんですかね。 小城町長。

町 長

これは国がですね、当初はやっぱり私立に対する助成というのか、できるだけ公立というんか、その幼稚園とか保育所そのものについては、非常に国が、当初は非常に私学に対する助成をしてきたわけですね。そういうからみから、そういう私学だけじゃなしに公立もやってきた。斑鳩町もご存知のように当初は法隆寺幼稚園をお願いをしておったんです。当初は100万円を町として出しておったんですね。そういうなかで、昭和47年か48年くらい、ちょうどオイルショックのときに斑鳩小学校のところに幼稚園を開設したと、いうところから将来的に校區別に斑鳩西幼稚園、あるいは東幼稚園ということで三つありますけれども。そういうなかで、最近特に出てきたのは、もう私学就園奨励費という問題がもう以前からずっとこれがあるわけです。そういうなかで、公立の幼稚園が国に、文部科学省が対応をする。その園児に対する国の基準というものを定めてきてですね、やってるけども、当初はもう私のほうの幼稚園も非常に安かった。公立幼稚園は。しかし、今こういう現状ではいけないということで、何年か前に、恐らく5、6年前ですか、10年前ぐらいに値段を上げてきたわけですね。そういうからみで、今、その伴委員おっしゃる、前回の11月25日の予算委員会的时候にも嶋田委員もおっしゃったように、就園奨励費ちゅうのは、非常にこりやもう難しい問題ですね。国がもうやれということをおっしゃるのですね。そしたらまたこれ今おっしゃるように、実際これ私立へ入れる方の親にしても、私立は高いやないかと。実際、就園奨励費というのはなかなか理解できえないんです。結局、我々が皆さん方がこう示したら、そんなんやったら結局私立でも差引きなんぼや、6,000円ぐらいしか払ってないやないかと。公立で月3,500円か4,500円か。そやからそういうことについてはですね、そんなに変わらないやないかと、ということが最近特に目立って、ここ2、3年前ぐらいからそういう議論が出ておりますし、我々としても非常にまあ難しい問題やと思います。しかし、私学を助成す

るという一つの目的もございますし、ただ斑鳩町が幼稚園三つあるよってにということよりも、今問題はですね、やっぱり少子、子どもさん、園児が少ない。そしたらもうやっぱり競争なんですね。やっぱり私学も園児をとらなかったら結局は公立にとられてしまうと。法隆寺幼稚園さんにしたら当初私のほうに非常に法隆寺幼稚園でやってくれと、言うて頼んでたのに、いつのまにやら斑鳩の幼稚園を、前の前の町長さんあたりはその公立で幼稚園するとか、しないとかいう約束してたんか、してないんか知りませんけれども。口約束かそりゃ知りませんけれども。やっぱりそういうことをおっしゃる。我々にしたら47年に斑鳩幼稚園をつくり、それからまた50何年に西幼稚園をつくり、あるいはまた55、6年に東幼稚園をつくってますから。そういうことを考えますと、法隆寺幼稚園さんも段々と子どもが少なくなつて、園児が少なくなってくるなかで、やっぱり競争があると、いう色んな面がございますから。そういう点について今町としても30万まで減らしてきたわけですけども。そこら今、伴委員さん、木澤委員長が、また前回の委員会で嶋田委員さんおっしゃるように、就園奨励費というのは非常に難しい問題だと思っています。これをやるか、やめないか、これは色々と議論があろうと思いますけれども、今現実にやることはなかなか難しいと思いますし、そこらのことをもう少しですね、やっぱり究明しながら、勉強しながらですね、これからの推移を十分見ていくことが大事だと、私は思っています。

委員長

まあ予算委員会ですので、この突っ込んだ話しは担当の常任委員会のほうでまたしていただけたらと思いますけど、やはり実態の、実際に私立幼稚園のほうに行って安くなってるという例があるのかどうかということもね、検証していきたいなど。またここにも総務委員にも入ってらっしゃる委員さんもおられますので、また担当の常任委員会のほうでもそういったご議論いただけたらと思いますので、この話については、この件につきまして、この辺にしておきたいと思うんですけども。これ今ちょっと私計算したら、国庫補助出てる分で大体33%

くらいになってるんですけど。残りが全部町負担という、その比率はそういう理解でいいんですか。 野崎教育委員会総務課長。

教委総務 国庫補助金、3分の1以内ということでございますんで。

課長

委員長 そしたら他に質疑等ないですか。 嶋田委員。

嶋田委員 4年前でしたか、なんか試算で出た数値では、階層によっては私立幼稚園の方が公立の幼稚園行かれてる方よりも安かったと、そういうふうな数値出てたと思いますんでね。そこらへんはまた総務委員会でも確認はさせていただきます。

それとですね、安心と安全のことで、中学校の耐震調査という先ほど説明いただきましてんけれども、その耐震の調査はなされてなかったんですか。

教委総務 今回お願いいたしました9月補正対応いたしました分につきましては、中学校の分で申し上げますと、斑鳩中学校の体育館ということでございます。これにつきましては、平成9年から順次年次計画を立てまして、しておりまして、前回も、8月の予算常任委員会にも資料として実施済み分と9月補正対応分、それから未実施分ということで、資料を提出させていただいておりますけれども、そのなかで今回の9月補正につきましては、斑鳩中学校の体育館の分の2次診断ということでございます。

嶋田委員 2次診断ということですね。

教委総務 中学校の分で申し上げますと、平成18年に斑鳩中学校の本館東、それから本館の西、本館の東、北館の東、北館の西ということで調査をし、2次診断も実施しておる、済んでおるということでございます。まだ中学校の分で、2次診断が済んでなかったもので、斑鳩中学校の体

育館につきましては、平成２０年度で２次診断を実施したということでございます。

嶋田委員　そしたら、まだ小学校も含めて２次診断ですか、やってないところというのはあるんですか。

教委総務課長　未実施の分につきましては、斑鳩幼稚園、斑鳩西幼稚園、斑鳩東小学校の本館東棟でございます。それから、東小学校の本館の西棟、同じく東小学校の北館、それから東小学校の体育館というのがまだ未実施ということでございます。

９月の補正で対応して実施いたしました２次診断につきましては、斑鳩中学校の体育館、斑鳩小学校の本館東、斑鳩小学校の本館の西、斑鳩小学校の資料館、斑鳩西小学校の本館東、斑鳩西小学校の本館の西、斑鳩西小学校の北館の東、斑鳩小学校の北館の西、西小学校の体育館が今回の９月補正対応ということで２次診断を実施させていただきました。後残り、さきほど申し上げました分が未実施ということで、２次診断をまだしていない未実施の分ということでご理解願いたい。

委員長　暫時休憩します。

（　午前　９時３９分　休憩　）

（　午前　９時４０分　再開　）

委員長　そしたら、再開します。他に質疑等ございませんでしょうか。

（　な　　し　）

委員長　ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第 53 号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第 54 号 平成 20 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第 54 号、平成 20 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

国保医療
課長

今回の補正の内容につきましては、人事異動等に伴います人件費及び制度改正に伴います電算システムの改修経費、さらに出産人数の増加に伴います出産育児一時金の増加に係る補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず 4 頁をお開きいただきたいと思います。歳入からご説明申し上げます。第 2 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 2 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。35 万 2 千円の追加補正をお願いするものでございます。これは 70 歳から 74 歳の自己負担額の凍結の延長、さらに所得判定変更等に伴います電算システムの改修にかかる経費、また受給者証の再交付の経費に係ります国の補助金を受け入れるものでございます。次に、第 8 款繰入金、第 1 項他会計繰入金、第 1 目一般会計繰入金でございます。合計で 1,119 万 1 千円の増額をお願いするものでございます。第 2 節職員給与費等繰入金に

つきましては、人件費所要額に係る分といたしまして769万1千円の増額をお願いするものでございます。また、第3節出産育児一時金繰入金でございますが、出産育児一時金の3分の2は一般会計が負担するというようになっておりますことから、歳出におけます出産育児一時金の増額分の3分の2に相当する額、350万円の増額をお願いするものでございます。次のページでございますが、第10款諸収入、第3項雑入、第6目雑入でございます。ただいま説明いたしました歳入より、歳出が多くなるため、その差の155万6千円の増額をお願いするものでございます。

次に歳出をご説明いたします。予算書の6頁をお開きいただきたいと思います。まず、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございます。人事異動等に伴います人件費等の所要額、さらに制度改正に伴います電算システムの改修に係る経費といたしまして合計で674万9千円の増額をお願いするものでございます。このうち、電算システム改修に係る経費、事務費につきましては、第13節委託料で、15万8千円の増額をお願いするものでございます。残りは人件費所要額でございます。次のページです。第1款総務費、第2項徴税費、第1目賦課徴収費でございます。これは、人事異動等に伴いまして人件費所要額といたしまして、合計で110万円の増額をお願いするものであります。次の8ページでございます。第2款保険給付費、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金でございます。出産人数の増加が見込まれますことから出産育児一時金525万円の増額をお願いするものでございます。

それでは、1頁にお戻りいただきたいと思います。朗読いたします。

(予算書朗読)

国保医療
課長

以上で、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

委員長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。
伴委員	8 ページの出産育児一時金も、これ予定より子どもが多く生まれたというようなご説明で、非常にいいことやと思いますけれど、実際のところ、予定どれぐらいに思っておられて、そして実際どれぐらいの形になったのか教えてください。
国保医療 課長	当初予算では、過去 3 年間の平均などからみまして、30 人分を計上させていただいておりました。で、今年度末までに出産される国民健康保険被保険者の出産予定数を勘案するなかで、今回 15 人分追加をお願いしまして、年間で 45 人出産があるものと見込んでおります。
委員長	他にございませんか。浦野委員。
浦野委員	今の質問に関連しまして、来年度は予定ではどのようにみておられますか。
国保医療 課長	この国民健康保険の出産育児一時金の支給件数なんですけれども、年度ごとにかかなりのばらつきがございます。過去 10 年間をみましても、もっとも多い年で 46 件、もっとも少ない年で 24 件ありまして、この幅で 10 年間年度ごとにばらつきがあるということです。なかなかその来年度の見込みというのはたてにくい状況でありますけれども、今回 45 件ということになります。が、これまでの平均あたりですね、勘案しながら予算のほうはたてていきたいというふうに考えています。
委員長	他にございませんか。 すいません、ちょっと 2 点気になったんですけれど。6 ページのところ、今回電算システムの変更に伴って、県、国のほうから 35 万

2千円入ってきてて、先ほど電算システムのところでは15万8千円というふうに説明をいただきましたけれど、その差額はどう理解したらいいんですか。 植村国保医療課長。

国保医療課長 確かに補助金は100%受け入れですので、35万2千円の補助金に対しまして、その電算システム改修に係る経費は15万8千円です。残りの費用につきましては、受給者証、負担割合とかの関係で受給者証の再交付をしなければなりません、それにつきましては、今回の国庫補助とは関係なしに当初の予算で私ども再交付しなければならないということで、当主予算で既に計上させていただいております。ですから、その当初予算に計上していた支出に対してあらたに補助金がついてきたということでご理解をいただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 木田委員。

木田委員 町長のなかでですね、国保財政がですね、次年度の予算の繰上充用で6億ぐらいの何しておるといような報告があったと思いますねけれどね。それをなんとかもうちょっと少のうなるように、まあ努力はしてもろてると思いますねけれど、こういう景気であればですね、やっぱり滞納者とかそういう関係の事案が増えてくると思いますねけれど、それに対する、その町の取組みいうんですかな、特別徴収員とか職員の方もがんばってやっていただいておりますというなかでですね、もうちょっとこう改善の余地があるんじゃないかなと思いますけれど、その点について今後どういうふうに、まあ年度末を控えてですね、どういうふうにやっていこうと思っておられるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

町 長 この関係等については、皆さん方にご心配かけていますように、繰上充用ということでとにかく凌いでいるということで。しかし、この今特に、国、総務省はですね、一般会計だけの決算とかそういう関係

等よりも連結決算ということで特別会計も入ってまいりましたからね、特に斑鳩町の場合は、その新聞を見られた方の中に、斑鳩町は危険区域であるというようなことも出てくるのは、この特別会計の6億円の繰上充用、赤字ということで、国民健康保険トータルされますとそういうことになる。そういうなかで、池田部長等色々と財政当局でご心配かけて、一般会計から1億近く繰入れをしていくということで努力をしながら、そしてまあ19年度ですか、国保料金の引き上げということで、できるだけその大幅な値上げというよりも、できるだけ負担を、値上げの率を下げようということで努力して、20年度はこの当然2回値上げになってますけども、それでは到底追いつきませんし、いろいろと一般会計繰入れさしていただくなかで、大体6億というのは赤字がありますけれども。大体、平成21年度予算当初になってまいりますと4億近く、2億ぐらいは減っていくんではないかなと、そういう形を努力をしてますし、木田委員の一番心配は滞納ですね。これどことも一緒に全国の市町村、私も奈良県の国保連合会の会長をさしていただいてですね、国へも行くわけですが、ほとんど滞納が多いと。滞納は必ず一回されていきますともう段々溜まっていくと。そしたら段々と払いにくい。そして保険証をですね、今一番これ問題はですね、国もとにかく小学生、中学生ですね、学生がその保険証がないと。これは当然保険証はないわけですから、金払わなかったら保険証もとられてますから。しかし、子どもさんについてはですね、それを今、与野党はですね、とにかく小中学生を救済するということでされましたけども。やっぱりこういうことをしていくことによって、段々とそういうことは助長していくんではないかなと。やっぱり払っていただく方、努力をして払っていただいている方、汗水流してですね、たまたま一人で働いているなかでも、子どもを育てていくというなかで、一生懸命働いて税を払っていかれる方もおられますからね。そういう点については、我々としては平等というのか、滞納によってこれだけの赤字をしますから、できるだけ分納ちゅうのか、分納誓約もしますけれども、分納誓約ちゅうのは仮に1万円2万円の分納誓約し

ても、1回は2回は払うんです。しかし、3回ぐらいしてたら払って
くれない。そしたらこれ何遍も行ったり来たりしますから。そういう
点では税務課あるいはそういう国保、あるいは滞納の関係の整理をで
すね、今、一生懸命努力をいただいて、我々副町長をはじめ一生懸命
対策本部をつくりながらですね、努力をさしていただけてますけれど
も。しかし、なかなかそう現実に滞納のものがこれがいっぺんにごそ
っと入るということにはなっていない。税金だけの関係、言うたら
住民税とかいろんな関係等については、ある程度払ってもらっても、
国保等の関係についてはなかなか払わない。そして、何年かしたら転
宅をされると、転出をされると、いうたら国保かて5年ぐらいでもう
結局落としていかざるをえないと、なっていくすからね。益々厳しい
情勢は、やっぱり滞納は増えていく現状は多いと思います。しかし、
努力をしていくことが我々の使命ですから、そういう努力を今後とも
やっていきたいと思っています。

木田委員 不納欠損処理ちゅう方法で5年経ったらやっておられるちゅう何あ
ると思いますねけども、その最高額ちゅうんですかな、それなんか2
00万ぐらいとかいうふうになんか書いてあったと思いますねけれど
も、やはりそないなったらとてもやないけど一度には払えないという
ことですね、こまめに請求ちゅうんですか、徴収の努力をしていた
だかなければですね、今も町長もおっしゃったけれども、1万や2万
で払っていただいても、もう3回目ぐらいになったら払われへんい
うのは、これは積み重なっていったらその支払には大変やと思います
ので、職員の方あるいは特別徴収員の方にもですね、まあ今県からそ
ういう何が来ておられると思いますねけれど、やっぱりそういう指導
も受けてですね、同じ町民やから平等にそないして負担していただけ
るように努力をお願いしたいと思っています。

委員長 他にございませんか。伴委員。

伴委員 今の木田委員のに関連して質問させていただきますが。私はこれやはり病気の予防いうものが非常に必要でないかと思っておるんですが、そのあたりの町の取り組みを教えてくださいたいんですが。

国保医療課長 これまでも保健センターにおきまして、基本健康診査あるいはガン検診等を行いまして、病気の早期発見、早期予防に努めてきたところでございますが、なかなか全国的にもそうかといって医療費が下がっているという状況にはないということでございます。そこで、法律等も変わりまして、今年度から特定健康診査、それから特定保健指導というものが開始されることになって、現在、斑鳩町でもやっております。これの大きな特徴は、医療保険者がそれぞれ責任を持ってやっていくということです。したがいまして、斑鳩町としましてもこの国民健康保険の保険者といたしまして、被保険者に対しまして特定健診、それから特定保健指導を行っていくということです。したがいまして、これまでの基本健康診査に比べますと、その該当者が多く、対象者を絞って、その被保険者に対して保健事業を行うことで、その国民健康保険の医療給付に直結させていこうという考えのもとでやっております。もちろんこれ今年からスタートしてます。これまでの基本健康診査を土台にはしますけれども、今年からこれをやりまして、これは担当委員会にはご報告は申し上げてますけれども、5年後に目標をたてまして、いわゆるメタボリックシンドロームの対象者とその予備群を現行よりも10%減らしていこうと、いう目標をたてております。そのメタボリックシンドロームの対象者を減らすことで将来的に医療費を少なくしていこうと、いう取り組みを今年から行っていくということでございます。

伴委員 確かにそういう取り組みをしていただいて、それがどういう結果になっていくか、いう推移は聞かしていただきたいんですが、斑鳩町が独自にまた色々な形で体操、運動含めそういうような形でも健康、病気にかからないような施策いうのを考えていただきたいと、これも私

要望させていただいております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

それではこれをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第54号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第55号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、議案第55号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

まず、最初に議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
部長

それでは、補正予算書の事項別明細書の歳入よりご説明させていただきます。

恐れ入りますが4ページをお願いいたします。まず、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で、人事異動に伴い人件費に係ります一般会計繰入金といたしまして957万円の減額をお願いいたします。

次に、歳出でございます。５ページをお願いいたします。まず、第１款公共下水道費、第１項下水道管理費、第１目下水道総務費でございますが、給与及び職員手当等人件費で７５０万８千円減額。恐れ入ります、６ページをお願いいたします。第１款公共下水道費、第２項下水道新設改良費、第１目管渠等新設改良費でございます。これにつきましても、給与及び職員手当等人件費で２０６万２千円の減額をお願いするものでございます。次に、７ページをお願いいたします。第３款公債費、第１項公債費、第１目元金でございます。下水道公債費繰入金の減によります財源振替をするものであります。

それでは、１ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちまして、平成２０年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてのご説明とさせていただきます。

（ 予算書朗読 ）

上下水道 以上、議案第５５号、平成２０年度斑鳩町公共下水道事業特別会計
部長 補正予算（第２号）についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、何とぞ、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。よろしいですか。

（ な し ）

委員長 それではこれをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第５５号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第５６号 平成２０年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 議案第５６号、平成２０年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてのご説明をいたします。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 補正予算の内容につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容とは変わりございませんが、内容につきましては、４月の人事異動に伴います人件費の減額によります一般会計繰入金、また歳出においては職員の給料、職員手当等の減額補正であります。

恐れ入りますが補正予算書の４ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入からご説明させていただきます。第８款繰入金、第１項一般会計繰入金、第４目その他一般会計繰入金でございますが、給料等の人件費が減額となったことから職員給与費繰入金におきまして２６０万１千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。５ページをお開きいただきたいと思います。第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費におきまして、人事異動によりまして給料、職員手当等、共済費、負担金補助金及び交付金が余ることになりまして、合計２６０万１千円の減額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の１ページにお戻りいただきますようお願い申し上げます。朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長 以上、簡単ではございますが、議案第５６号、平成２０年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長 それではこれをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第５６号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第５７号 平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、議案第５７号、平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

国保医療
課長

今回の補正の主な内容は、平成21年度以降の保険料の軽減措置等の特別対策、例えば現在、保険料の均等割額7割軽減対象者の一部を9割軽減とすること。あるいは低所得の方の保険料の所得割額を50%軽減すること。また会社等の被用者保険の被扶養者だった方の保険料の所得割額を9割軽減行っておりますが、それを継続することなど、制度改正に伴います電算システムの改修の経費に係るものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。第6款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金といたしまして252万円の追加補正をお願いするものでございます。先ほど説明いたしました制度改正に伴います電算システム改修に係る国庫補助金を受け入れるものでございます。

次に、5頁でございます。歳出でございます。第1款総務費、第2項徴収費、第1目賦課徴収費でございます。252万円の増額補正をお願いするものでございます。制度改正に伴います電算システム改修の委託料でございます。

それでは、1頁にお戻りいただきたいと思います。朗読をさせていただきます。

(予算書朗読)

国保医療
課長

以上で、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長	それではこれをもって、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （ 異議なし ）
委員長	異議なしと認めます。よって議案第５７号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。 次に、（６）議案第５８号 平成２０年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。 理事者の説明を求めます。 佃田上水道課長。
上水道課長	それでは、議案第５８号、平成２０年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。 まず議案書を朗読させていただきます。 （ 議案書朗読 ）
上水道課長	それでは、補正予算書の実施計画によりご説明いたします。補正予算書の４ページをお願いいたします。まず、収益的支出で第１款水道事業費用、第１項営業費用で４月の人事異動等による人件費関係で２３１万５千円の減額補正をお願いするものです。その内訳といたしまして、第１目原水及び浄水費で１７万７千円の減額、第２目配水及び給水費で１１２万９千円の減額、第４目総係費で１００万９千円の減額であります。 次に、５ページをお願いいたします。資本的収入で第１款資本的収入、第１項企業債で本年度から取り掛かっております並松地区から目安地区までの老朽管更新事業にかかり、本年度施工いたしております三代川にかかります水管橋の取替工事も県と協議する中で起債対象と

して認められましたことから、限度額を4,600万円から1,400万円増額の6,000万円にお願いするものであります。

それでは1ページにお戻りください。補正予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

上水道課長 以上、簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)のご説明とさせていただきます。何卒原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木田委員。

木田委員 水道の管の更新事業を行っておられますねけれどね。古い管というのは、あれは産業廃棄物ですか、それともどういう位置付けになっておるんですかな。古い管ちゅうのは。

上水道課長 産業廃棄物として処理さしていただいております。

木田委員 そしたらね。今、幸前のところでもうやっておられたんですけども、管自体古い管を全部上げておられへんと思いますねけれど。それは地中にそのまま放置するということは、産業廃棄物をそのまま放置しておくちゅうことになんのと違うんかなと思いますねけど、それはもう全部、今までの事業としても全部それ産業廃棄物として新しい管と入れ替えておられるということなんですか。その点について残っておる部分もあると思いますねけど。どうですか。

上水道課長 老朽管につきましては、撤去して新しい管に更新をしております。

木田委員　だから、老朽管ということではなしにね、ビニール管とか、あの幸前で今やっておられるビニール管やと思いますねけれども、それについてはですね、全部それ古い管を引き上げておられるということなんですか。

上水道課長　今おっしゃっていただいておりますのは、法隆寺東から幸前までの間、工事をやっておりますねけれども、それは石綿管でございまして、石綿管を撤去して新しい管に入れ替えをしていくということでございます。

木田委員　あそこはね、なんかビニール管がよう破裂するから更新事業としてビニール管を入れ替えておるで、そういうふうに聞いたんですねけれども、そんなん石綿管で、聞いておらないんですけどね。だから、そのビニール管が残っておるとしたら、それは産業廃棄物になるんですかということをお聞いておるのであってね、別に石綿管を入れ替えてくれはったんやったらそれで結構なんですけれども。そういう、まあ言うたら、工事としてはしやすい、まあ反対側にね、前の管を残しておいて、それで反対側に入れ替えてんということになれば、簡単に経費もかからんといくと思いますねけれども。当初、最初に質問したのは、それが産業廃棄物ということになればね、それが残っておったらやっぱり産業廃棄物を放置しておるということはおかしいんと違うかということで聞かしてもろておるのであってね。だからその産業廃棄物でないということであれば、別に地中に残っておったかて、まあ木の倒れた倒木とかそういうふうな関係と一緒にやと思うから、別にあまり意識せんでもええんかなと思いますねけれども。初めに聞いたら産業廃棄物やということであれば、やっぱりそれは水道事業としてやってはってんから、それは完全に引き上げて入れ替えてもらわないかんのと違うかなと、私はそういうふうに思うねけれども。そういうことでなしに、管の更新事業としては、もうそれで全部入れ替えていただいたということで、それでええんかな。

上水道課長 今の法隆寺東から幸前につきましては、石綿管を取り除いてそこへ新しく管を入れるということで、まったく入れ替えということで行っております。

委員長 暫時休憩します。

(午前 10 時 25 分 休憩)

(午前 10 時 26 分 再開)

委員長 再開いたします。 谷口上下水道部長。

上下水道部長 今の木田委員の質問でございます。現物を置いておくことに関しましては、産業廃棄物にならないということでございます。やはり、それを撤去して処分するというにつきましては、産廃処分という形で処分さしていただいておりますので、そういった形でご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 よろしいですか。それではこれをもって、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 58 号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、２．その他についてを議題といたします。

委員の皆さんから質疑、ご意見等があればお受けしたいと思います。
が。ございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと先日、他の議員も聞かれたと思うんですけど。道路のところに、県道斑鳩高田線かな、あそこに理事者の方から説明いただいたときには、バスの運行状況ですか、駐車場満タンになったらあれっていうような。今現在、電気消えてるっていうやつなんですけど。あれ今ちょっと聞かしていただいたら、電気代は払ってるっていうこと聞かしていただいたんですけど。なぜ修理されないのか、ちょっと僕にはわからないんですが、その辺ちょっと教えていただけますか。

都市建設
部長 今ご指摘いただいた件で、大和高田斑鳩線に設置しております表示のものでございます。今、電球のうち４本が球が切れている状況でございまして、それ今手配してですね、修理交換をする手配をしております。今しばらくお待ちいただければ、復帰するということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

宮崎委員 かなり長い間ね、切れてましたんでね。ちょっと通られる方もちょっとあれでも点いていたら明るく歩道を歩けるということでちょっと聞かしていただいたんで、できるだけ早くお願いします。

委員長 他にございませんか。木田委員。

木田委員 町道のなかにですね、まだ個人の残地として残っておる未登記の場所がまだかなりあると思いますねけれども。幸前の自治会内においてもですね、それを自治会。

委員長 木田委員。すいません。一応予算に関わってということでお願いしたいんですけども。

木田委員　　ちょっとそれも聞かしといってもらおかなと。予算の、かまへんか。もうやめとこか、ほんだら。ちょっと一般質問でしようと思ってんけどな、それやったらええわ。

（ 「訊いてもらったら。」 との声あり ）

委員長　　ほんだら、どうぞ。木田委員。

木田委員　　あの自治会内のね、未登記の部分残っているわけですよんか。その中の道敷料ちゅうて自治会から負担してますねやんか。30センチとかなんぼの残ってる部分についてね。それは、自治会がやっぱり負担せんなんもんかね、町が負担すべきかちゅうその疑問があるわけですよんか。だから、それについてはね、やっぱり自治会で払うべきなんか、しかし、町道として活用されておる道路やからね。やっぱりこう自治会がそういう負担をすべきかどうかちゅうそういう疑問があるわけですよんか。

都市建設
部長　　その道敷料というものについてですね、多分、その昔からですね、個人の土地を出し合っただけでですね、その村の道であったり、そうした協力をしていただいた方に、村からそういった風習によってですね、その分の、例えば年貢にあたる部分であるとか、そういった形でお支払になってきた風習のことをおっしゃってるのかなと思うんですけども、それは自治会のほうで負担するのがいいのかどうか、いうことについてですね、ずーっと古くからそういった慣習についてですね、自治体のほうからどうのこうのと言える状況ではないっていうのが正しい見解なのかなというふうな気がします。それと、あと未登記部分の整理につきましてはですね、順次そういったケースでありますとか、色んな改良事業の都度その物件について整理を進めている状況でございまして、徐々にではございますけれども、進捗はしているといっ

たことだけのご理解を賜りたいと思います。

木田委員 それに関してですね、今地元からも補償工事の中に出ておると思いますねけれどね。その未登記部分ちゅうんか、それを寄附採納していただかなければですね、そういう事業にかかれないうような形の中でね、やっぱりこの自治会として、そうして今まで道敷料払ってこられたということのなかでですね、やっぱりそれをまあ早いこと整理するなり、寄附採納受けるなりはやっぱりしてもらわないかんのやないんかなというふうに思いますねけど。まあそれは建設委員会の中でも、諮っていただいたらええと思いますねけど、とにかくそういう件が存在してるちゅうことだけね、うちの幸前だけの自治会かちょっとわかりませんねけども、そういうことがあるということだけね、ちょっと理解してもらいたいなと思いますねけどね。それで結構です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 よろしいですか。予算委員会もなかなか運営のほうが難しくて、一応その他について項目も設けてはいますけども、予算に関わっていうことでお願いをしたいと思います。その理事者のほうも担当課長がいなかったりとか、急に質問されて答えられない場合もありますので、そうした形で運営についてはご協力をお願いをしておきたいと思います。

それでは、他にないようですので、その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長 それでは、これをもちまして予算常任委員会を閉会いたします。
どうもお疲れ様でした。

(午前10時35分 閉会)